

資 料 一 覧

資 料 名		頁
資料 1	武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱	1
資料 2	武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿	3
資料 3	武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針	5
資料 4	武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針	9
資料 5	武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）	13
資料 6	会議録（要旨）（案）	15
資料 7	計画の根拠法令と位置付け	17
資料 8	第四次地域福祉計画構成（案）	23
資料 9	武蔵村山市第四次地域福祉計画【素案】	25
資料 10	第四次地域福祉計画策定スケジュール（参考）	65
資料 11	武蔵村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱	67
資料 12	第 2 回地域福祉計画策定懇談会の日程について	69

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日
武 蔵 村 山 市
訓 令 (乙) 第 8 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市における社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を武蔵村山市の地域事情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、地域福祉計画の素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 15 人をもって組織する。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 学識経験者 | 1 人 |
| (2) 地域福祉関係者 | 3 人 |
| (3) 福祉・教育施設関係者 | 5 人 |
| (4) 関係市民団体等の代表者 | 4 人 |
| (5) 公募による市民 | 2 人 |

(座長及び副座長)

第 4 条 懇談会に、座長及び副座長 1 人を置く。

- 2 座長は、前条第 1 号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属 団 体 等
1	学識経験者	座長 かわづ ひでこ 河津 英彦	淑徳大学 教育学部 教授
2	地域福祉関係者	おさだ ふみお 長田 文男	武蔵村山市民生・児童委員協議会 会長
3	地域福祉関係者	のざき としあき 野崎 利明	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会
4	地域福祉関係者	よとみ ひろし 吉富 広	武蔵村山市ボランティア・市民活動センター センター長
5	福祉・教育施設関係者	くりはら たかひろ 栗原 隆寛	社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑 副施設長
6	福祉・教育施設関係者	たかはし たけし 高橋 毅	社会福祉法人あかつきコロニー 常務理事
7	福祉・教育施設関係者	こたに よしひろ 小谷 義広	社会福祉法人鶴風会東京小児療育病院 通所課長
8	福祉・教育施設関係者	ほりこし ちぐさ 堀越 千草	社会福祉法人武蔵村山育成会 ひまわり保育園 園長
9	福祉・教育施設関係者	わかすぎ てつや 若杉 哲文	東京都立村山特別支援学校 校長
10	関係市民団体等の代表者	さとう ひでお 佐藤 秀夫	武蔵村山市自治会連合会 会長
11	関係市民団体等の代表者	かとう まさゆき 加藤 政幸	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター 理事
12	関係市民団体等の代表者	ふじさき ゆみこ 藤崎 由美子	NPO法人シニアメイトサービス 理事
13	関係市民団体等の代表者	きのした さちこ 木下 幸子	介護予防リーダー会 代表者
14	公募による委員	おおひら よしひろ 大平 義弘	一般市民
15	公募による委員	おがわ たかゆき 小川 隆之	一般市民

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成18年10月11日市長決裁

改正

平成20年4月9日市長決裁

武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、武蔵村山市（以下「市」という。）における附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、その合理化及び活性化を図るとともに、市民の市政への参画を推進し、もって市政運営の透明性及び公正性を高めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。
- (2) 附属機関等 法令又は条例の規定により置く附属機関及び市長等が訓令等により置く協議会、懇談会その他の会議（市職員で構成するものを除く。）をいう。

(適用除外)

第3条 法令の定めるところにより市長等に設置の義務がある附属機関又は法令に附属機関の所掌事務、附属機関を組織する者の範囲、定数若しくは任期若しくは附属機関の会議の運営に関する定めがあるものについては、当該法令で定める範囲内において、この指針の規定は、適用しない。

(設置)

第4条 附属機関等は、市政への市民参画を推進し、市政における公正性を確保し、又は市政に専門的知識を導入する必要がある場合であって、かつ、おおむね次に該当するときに設置するものとする。

- (1) 客観的又は専門的な見地から市民、団体、有識者等の意見を聴く必要があり、かつ、個別に意見を聴取するだけでは十分でないとき。
- (2) 附属機関等の所掌事務としようとする事項が現に設置している附属機関等の所掌事務と類似し、又は重複するものでなく、かつ、現に設置している附属機関等の所掌事務とすることが適当でないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるとき。

2 市長等は、附属機関等を設置しようとするときは、その所掌事務の範囲をできるだけ広くする

よう努めるものとする。この場合において、当該附属機関等が調停、審査、審議又は調査等を行う機関であるときは、条例でこれを設置しなければならない。

3 市長等は、必要があると認めるときは、附属機関等に、分科会、部会等を設置することができる。

4 新たに附属機関等を設置する場合において当該附属機関等の所掌事務が時限的又は臨時的なものであるときは、市長等は、廃止の時期を定めて設置するものとする。

(統廃合)

第5条 現に設置している附属機関等については、常にその存続の必要性を検証するとともに、所掌事務の見直し等を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる附属機関等は、廃止又は他の附属機関等との統合を検討するものとする。

(1) 既に設置の目的を達成したもの

(2) 社会経済情勢の変化により、設置の必要性が低下したもの

(3) 会議の開催回数が著しく少なく、かつ、将来の開催見込が少ないと想定されるもの

(4) 会議の内容が形式的なもの

(5) 設置の目的又は所掌事務が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、引き続き存続する必要性が低いもの

(委員)

第6条 附属機関等を組織する委員その他の構成員（以下「附属機関等の委員」という。）の定数は、10人以内とする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、市長等が必要と認める数を限度としてこれを増加することができる。

2 市長等は、市議会議員及び市職員（特別職の職員を除く。）を附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第4条第3項の規定により設置する分科会、部会等は、当該分科会、部会等を設置する附属機関等の委員の全部又は一部をもって組織するものとする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、当該附属機関等の委員に加え、分科会、部会等を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命することができる。

4 前項ただし書の場合における第1項の規定の適用については、当該分科会、部会等をそれぞれ

一の附属機関等とみなし、同項本文の規定を適用する。

(公募委員)

第7条 市長等は、附属機関等の委員に公募委員（市長等が行う附属機関等の委員の公募に応募して当該附属機関等の委員に任命され、又は委嘱された者をいう。以下同じ。）を含めるよう努めるものとする。

2 公募委員の募集、選考等に関する手続は、市長が別に定める。

(女性委員)

第8条 市長等は、附属機関等の委員に女性を含めるよう努めるものとする。

(兼務の回避)

第9条 市長等は、同一人を複数の附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

(在任期間)

第10条 附属機関等の委員の在任期間は、6年を限度とする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第11条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第12条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第13条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(会議運営の効率化)

第14条 会議を効率的かつ効果的に運営するため、市長等は、会議の開催日のおおむね1週間前までに、会議資料を附属機関等の委員に配布するよう努めるものとする。

2 会議は、特別な事情がある場合を除き、1回につき2時間以内とする。

3 市長等は、会議の開催に代えて文書で報告する等の措置を講じ、会議の開催回数が必要最小限となるよう努めるものとする。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

平成19年6月11日市長決裁

改正

平成20年4月9日市長決裁

武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込

書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

（会議次第の配布等）

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

（傍聴者の遵守事項等）

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

（会議公開運営要領の制定）

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

（会議開催情報の公表の方法）

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、

庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

- (1) 第4号様式に準ずること。
- (2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。
- (3) 発言者の氏名(職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。)は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

- 2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例(平成18年武蔵村山市条例第20号)第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）
- (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）
- (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）
（経過措置）

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第3条 座長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第5条 座長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 座長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

会 議 録 (要 旨) (案)

会 議 名	
開 催 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 欠席者：
議 題	
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 議題2について： 議題3について：
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	

会議の公開・ 非公開の別	<input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 人
-----------------	---	--------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等：)
------------------	---

庶 務 担 当 課	部	課 (内線：)
-----------	---	----------

(日本工業規格A列4番)

計画の根拠法令と位置付け

1 計画の根拠法令

(1) 地域福祉の推進と地方公共団体の責務

社会福祉法では、第1条、第4条及び第6条において、地域福祉の定義、推進及び地方公共団体の責務について以下のとおり掲げています。

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(2) 地域福祉計画の根拠法令

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しているものであり、地方自治法に基づく構想である「武蔵村山市長期総合計画」を上位計画として、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標などを踏まえて策定するものです。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

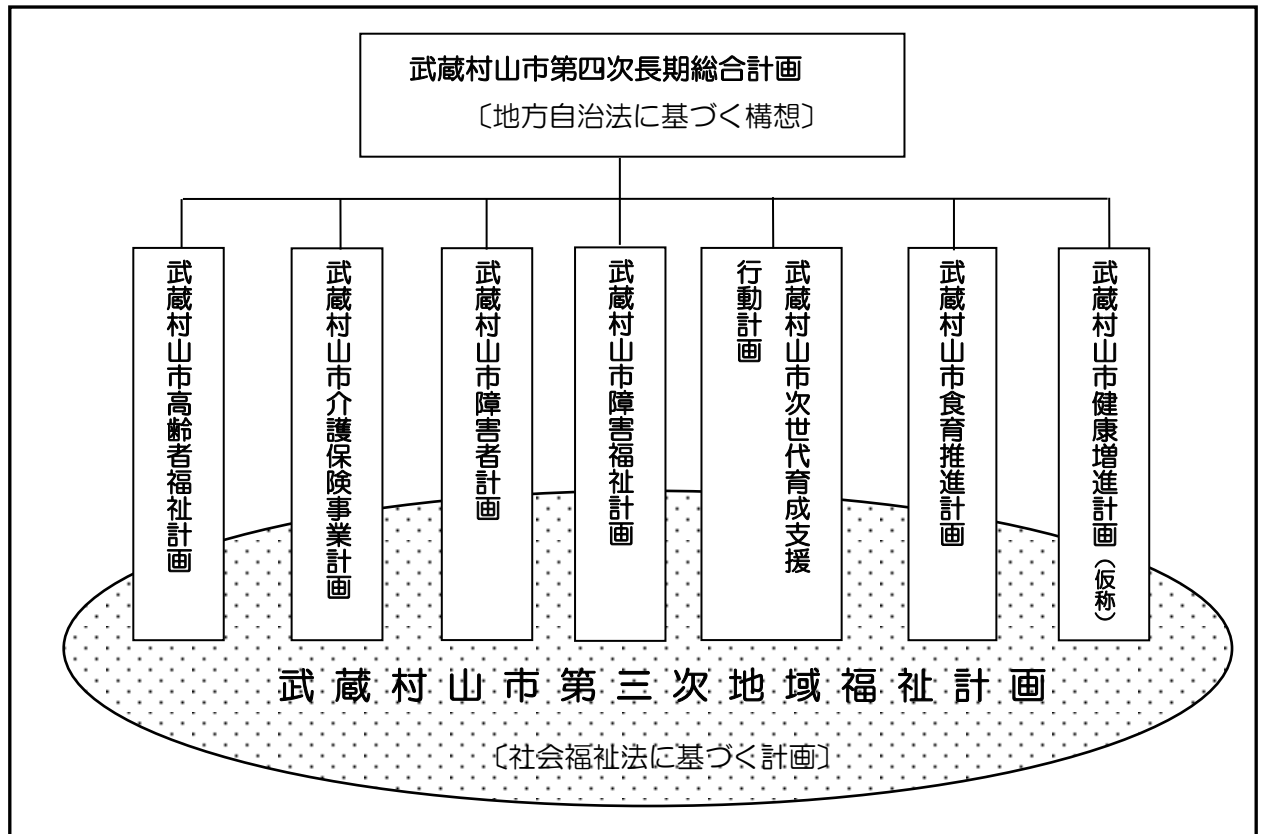
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の位置づけ

(1) 第三次地域福祉計画

第三次地域福祉計画は、これまでの福祉の最上位計画として位置付けられていた計画ではなく、各個別計画との整合性を図りながら、横断的に連携を図る役割を担う計画として位置付け、各個別計画の隙間を埋める計画として、図1のとおり策定し、これまで保健福祉の充実に努めてきました。

図1 平成23年度第次地域福祉計画策定時の位置付け



(2) 第四次地域福祉計画

平成27年度は、第三次地域福祉計画の計画期間の最終年度に当たります。

現行計画の期間中に本市では、各個別計画の健康増進法に基づく「武蔵村山市健康増進計画」及び新法である子ども・子育て支援法に基づく「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」の2つの新計画が策定されています。

また、平成27年4月1日から新法である「生活困窮者自立支援法」が施行されることに伴い、厚生労働省から生活困窮者の自立支援方策について地域福祉計画に盛り込む必要がある旨の通知が発出されています。

以上のことから、第四次地域福祉計画の策定に当たっては、引き続き各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担う計画としての位置付けを踏襲しつつ、厚生労働省から発出された通知記載の地域福祉計画に盛り込むべき事項を考慮した上で内容を検討し、策定します。

第四次地域福祉計画構成（案）

…市長ごあいさつ

（目 次）

第 1 章 計画の基本的事項

- 第 1 節 計画策定の背景と趣旨
- 第 2 節 計画の性格と位置付け
- 第 3 節 計画の期間

第 2 章 武蔵村山市の現状

- 第 1 節 武蔵村山市の概要
- 第 2 節 地域福祉の現状
- 第 3 節 これからの施策について

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 第 1 節 計画の基本理念と基本視点
- 第 2 節 計画の基本目標と施策の体系
- 第 3 節 エリア設定の考え方と将来人口推計

第 4 章 基本計画（取組の展開）

（計画体系図）

- 第 1 節 みんなが参加しているまちづくり
- 第 2 節 連携・協働しているまちづくり
- 第 3 節 安全・安心なまちづくり
- 第 4 節 自立を促進するまちづくり

第 5 章 計画の推進と進行管理（計画の評価と見直し）

- 第 1 節 計画推進の体制
- 第 2 節 計画の進行管理

資 料

- 「用語集」
- 策定委員会・策定懇談会設置要綱、委員名簿、策定の経過（各回会議内容）など

武蔵村山市第四次地域福祉計画

平成28年度～平成32年度

【素案】

平成28年3月

武蔵村山市

第 1 章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

内容の検討中

本市においては、それまで個別の計画であった「武蔵村山市地域福祉計画（障害者・児童）」、「武蔵村山市老人保健福祉計画」及び「武蔵村山市介護保険事業計画」の3計画をひとつにまとめ、身近な地域において、市民・事業者・市が連携・協働することにより「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」づくりを進めるために、平成18年3月「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」が策定され、その後、平成22年度終了を期に「武蔵村山市第三次地域福祉計画」を策定し、取組を進めてきました。

我が国における地域福祉計画策定の背景には、地域社会が変容し、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待など人々の課題が複雑化し、公的な福祉サービスで対応することが困難な問題が浮かび上がっていたことがありました。住民の地域での暮らしを支えるためには、公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組みづくりが喫緊の課題とされました。

平成18年3月の計画策定以降、社会や制度において新たな変化が見られ、少子高齢化の更なる進行により、社会保障制度の担い手が減少していく一方で今後も大幅な高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の福祉を支えていくことが課題となりました。また、高齢者一人暮らし世帯の増加も見込まれることから生活におけるリスクがますます増大することも懸念されるようになりました。高齢者福祉及び障害者福祉の福祉施策においては、できる限り住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしができることが基本的な考え方とされ、地域での暮らしを支える基盤整備が一層求められるようになりました。一方、地域福祉の推進は、地域に参画する住民にとっての自己実現の場、次世代を育む場としての可能性をも秘めています。こうした中、国は、『地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－』（平成20年3月）で、地域福祉の意義と役割について改めて位置付けるとともに、地域福祉を推進するための必要な条件と整備方策などを明らかにしました。

さらに、日本全国において、度重なる風水害や地震災害によって多くの人々、特に、高齢者等が犠牲となっており、今後更なる高齢化の進展が見込まれることから、地域における災害時要援護者への支援体制の構築も急務となっています。

- ・平成27年度は、「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」の最終年度。
- ・平成28年度から「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）」を策定。

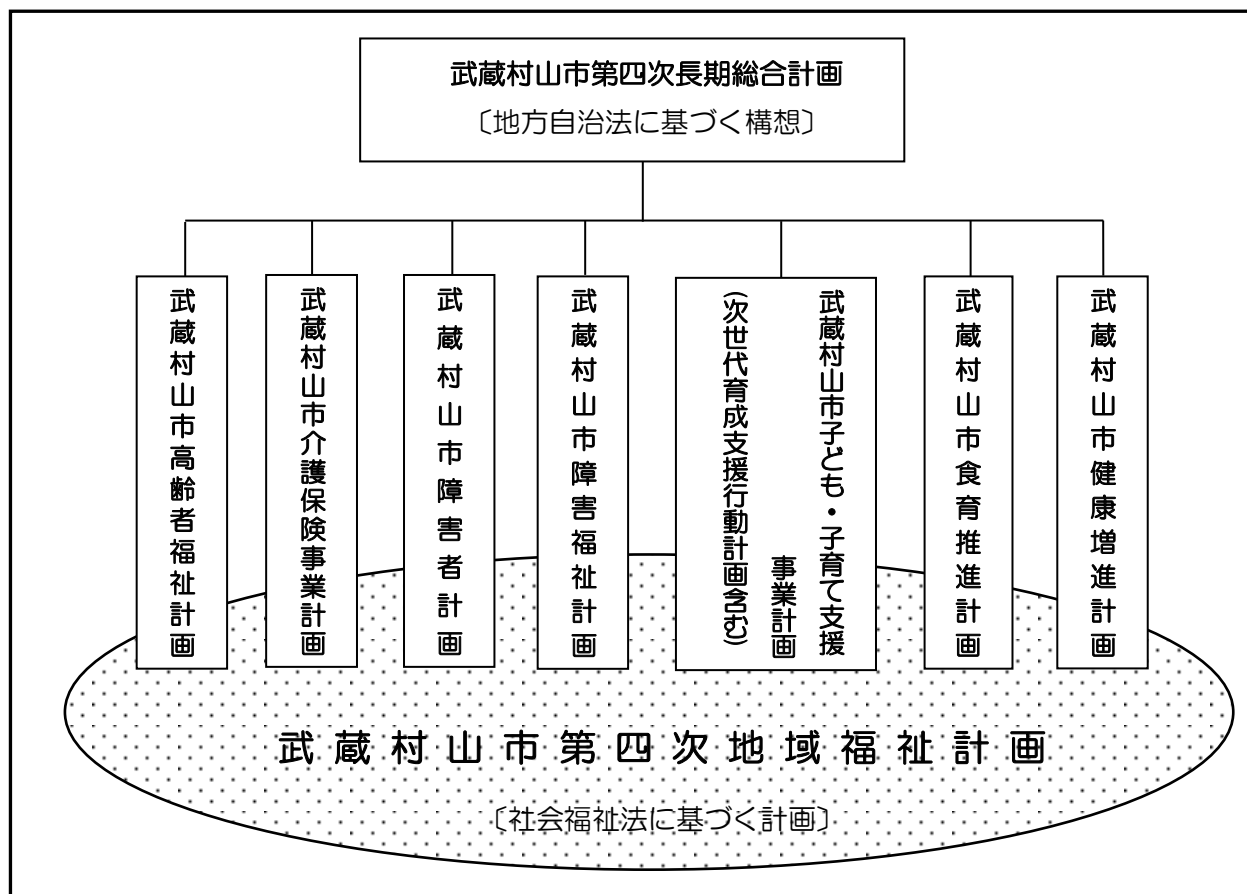
第2節 計画の性格と位置付け

1 計画の性格

- ◇ 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。
- ◇ 「武蔵村山市第四次長期総合計画」を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標などを踏まえて策定します。国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画などや、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

2 計画の位置付け

- ◇ 本計画は、各種保健福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進計画、健康増進計画）と横断的に連携を図る役割を担う計画として策定します。



第3節 計画の期間

1 地域福祉計画の計画期間

◇ 本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
武蔵村山市第三次地域福祉計画					武蔵村山市第四次地域福祉計画				

2 他の福祉計画等の計画期間

◇ 他の総合計画及び福祉計画の計画期間は、それぞれ次のとおりです。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第四次長期総合計画									
第二次高齢者福祉計画 第5期介護保険事業計画					第三次高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画			第四次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画	
第二次障害者計画					第三次障害者計画 第4期障害福祉計画			第四次障害者計画 第5期障害福祉計画	
第3期障害福祉計画					子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画含む)				
次世代育成支援行動計画(後期計画)									
食育推進計画					第二次食育推進計画				
健康増進計画					第二次健康増進計画				

第2章 武蔵村山市の現状

第1節 武蔵村山市の概要

1 沿革

本市は、明治17年、岸村、三ツ木村、横田村、中藤村の4村が連合村となり、明治22年、市制・町村制の施行により4か村組合として発足しました。明治41年には、横田村と中藤村が合併して3か村組合となり、さらに、大正6年には中藤村、三ツ木村、岸村が合併し、平安時代末期の武蔵七党の一つである「村山党」の名にちなみ「村山村」となりました。

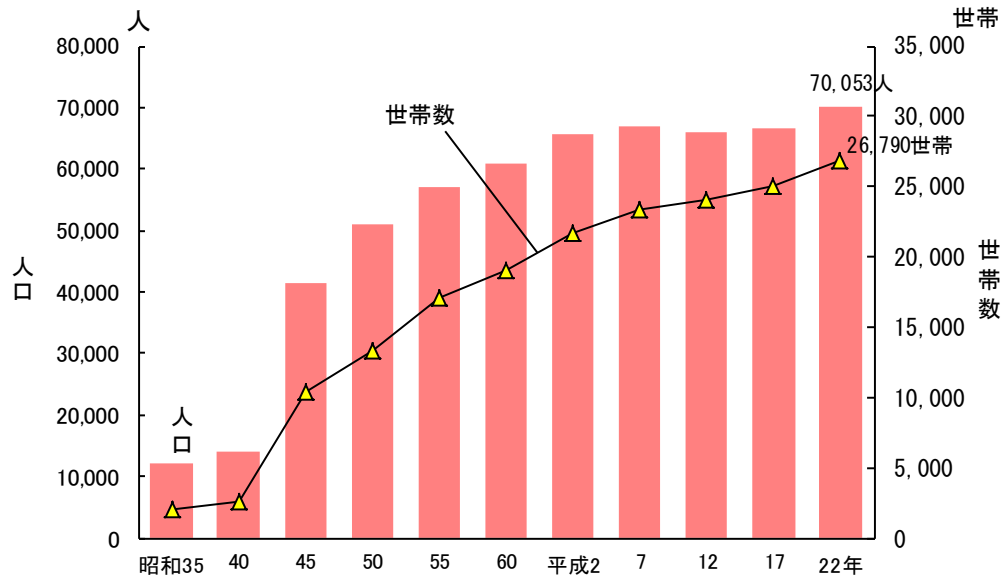
その後、昭和29年に町制を施行し、昭和41年には都営住宅では最大規模の村山団地が建設されることにより、人口は一挙に倍増し、昭和45年、市制施行により「武蔵村山市」となりました。

2 人口・世帯の状況

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和40年から昭和45年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成7年頃まで増加してきました。

平成12年に一旦減少したものの、再び増加傾向に転じ、平成22年現在、本市の人口は70,053人、世帯数は26,790世帯となっています。

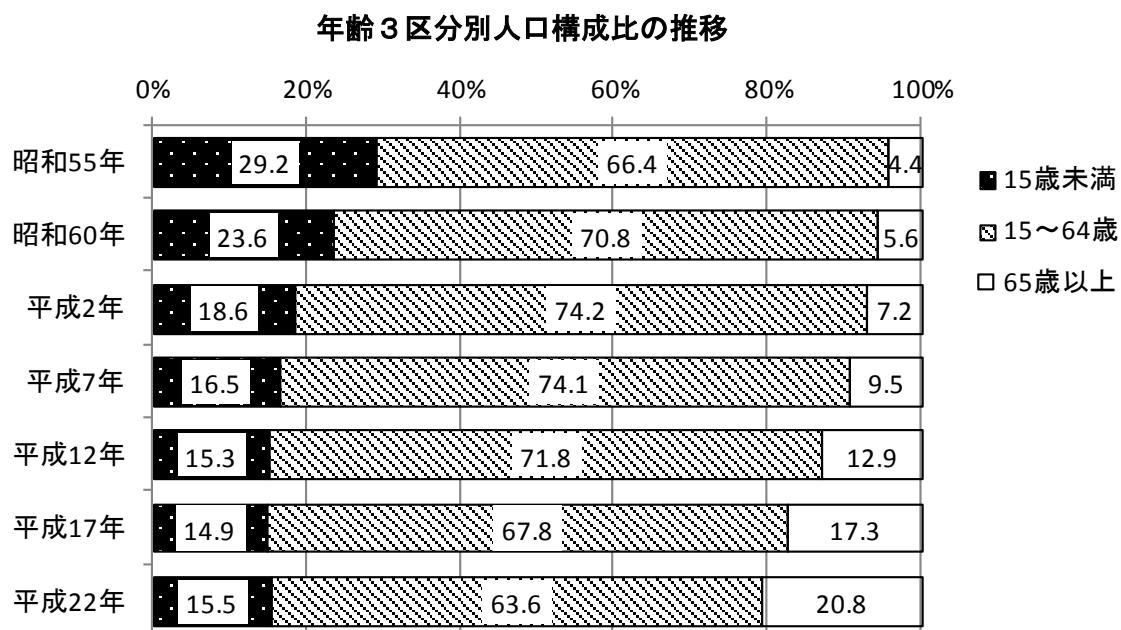


(資料：国勢調査)

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移を見ると、平成12年以降年少人口（0～14歳）はほぼ横ばいで推移し、平成22年で15.5%となっています。

一方で、生産年齢人口は減少傾向が続いており、逆に老年人口は増加傾向を示しています。平成22年の生産年齢人口は63.6%、高齢者人口は20.8%となっています。



(資料：国勢調査)

3 位置と地勢

本市は、東経 139 度 23 分、北緯 35 度 45 分で、新宿副都心から約 30 キロメートル西側、東京都のほぼ中央北部に位置しており、東大和市、立川市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市の 4 市 1 町にそれぞれ隣接しています。

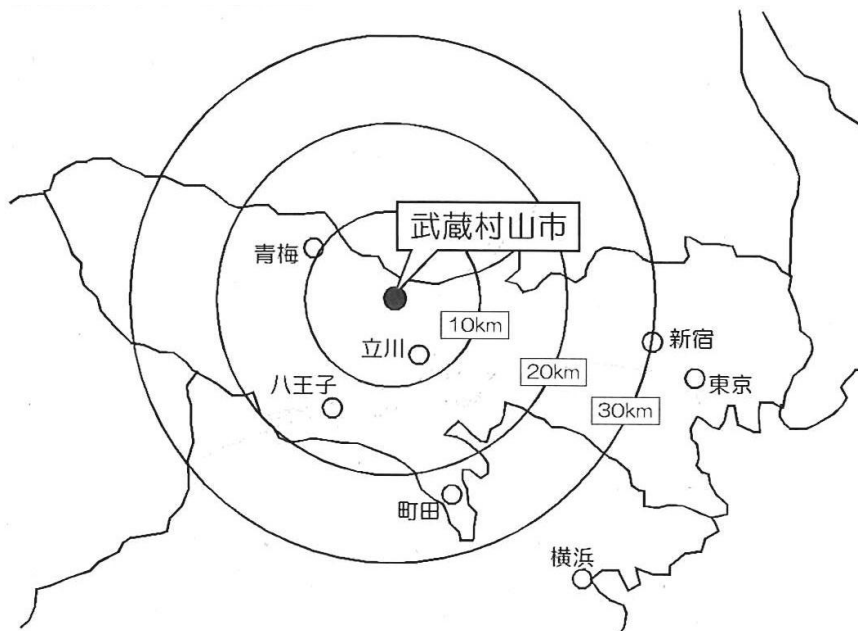
面積は 15.32 平方キロメートル（東西 5.20 キロメートル、南北 4.65 キロメートル）で、標高は海拔 120 メートル、おおむね北高東低の平坦地で、北部に連なる自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野台地が一望のもとに広がっています。

気候は温暖で、いわゆる太平洋側の気候に属しています。

市内には鉄道が通っておらず、多摩都市モノレールや西武拝島線、JR 中央線などの最寄り駅を、路線バスや市内循環バスが結んでいます。

道路は、市中央を東西に新青梅街道が走っており、これと平行して青梅街道が走っています。

【位置】



第2節 地域福祉の現状

1 地域福祉

(1) 地域福祉の取組状況

① 相談・情報提供

地域における福祉の相談・情報提供体制としては、地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、子ども家庭支援センター、子育てセンター、ファミリー・サポート・センターなどがそれぞれ総合的な相談を受け持っているほか、地域ごとに民生・児童委員が国から委嘱され、より身近な相談者として活動を行っています。

高度情報化社会の進展などにより、自宅にいながらにして情報の収集が行える情報化社会を迎えています。このような情報化された社会への対応として、平成22年3月には、市のホームページをリニューアルし、利用者のニーズに沿った迅速な情報提供や、パソコン操作に不慣れな高齢者や、障害のある人を含めた全ての利用者に、使いやすく分かりやすいホームページを目指して、情報の発信を行っています。

また、市報各号では、「福祉の窓」と題して福祉情報の掲載を行うとともに、パンフレットの発行なども行い、福祉情報の提供に努めています。

② 広報、啓発の推進と市民活動への支援

平成14年4月に市民総合センターにボランティアセンターを開設し、市民活動の拠点として、団体への支援や、各種講座を開催して、活動を提供する人材の育成を行っています。さらに、情報紙などを通じて市民の参加と意識の向上を図っています。

また、市民活動への関心の高まりからNPO法人の設立に向けた動きが広まっています。こうした状況を受け、市では、法人設立の支援や助言、市民のために活動を行う人材の養成への支援を行っています。

平成16年7月からは公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を行い、市民のコミュニティ活動の支援を行っています。

また、平成18年9月、都営村山団地内に緑が丘ふれあいセンターを開設し、同センター内に設置した緑が丘コミュニティセンター、男女共同参画センター『ゆーあい』、第一老人福祉館の3館を一体的に運営し、地域活動を支えています。

③ 福祉のまちづくりの促進

平成 16 年 3 月に策定した「まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）」の中では、市民・事業者・市が協働して高齢者、障害のある人だけでなく全ての人にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の一つとしています。

道路のバリアフリー化、ユニバーサルデザインについては、歩道などの段差改良や整備に際して視覚障害者誘導用ブロックの設置などを進めています。公園の整備に際しても、車椅子などに配慮した園路や出入り口の改修、トイレの設置等を行い、人にやさしい施設づくりに努めています。

「都営村山団地」では、バリアフリー化された車椅子利用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しています。また、現在は、第 4 期－1 地区までの建替事業で整備された高層住宅については全棟にエレベーターやスロープが完備されており、高齢者や障害のある人に配慮した住宅の整備が行われています。車椅子利用者世帯向けの住宅については、第 2 期に 5 戸、第 3 期に 7 戸が整備され、今後の建て替えにおいても施設のバリアフリー化が予定されています。

④ 利用しやすい公共交通機関の整備

軌道交通のない本市では、市民が利用しやすい交通機関の整備が必要となります。

市内循環バス（MMシャトル）については、11 台のうち 3 台がノンステップバスとなっており、バスロケーションシステムの導入により待ち時間のイライラ解消を図っています。

今後も、障害のある人を含む全ての市民が利用しやすいバス設備にしていくことや、路線の整備などをバス会社に要請していきます。

多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸については、平成 4 年に東京都が次期整備路線の事業化すべき路線として決定し、平成 6 年に国から国庫補助事業として採択を受け、平成 12 年の運輸政策審議会においては、平成 27 年までに整備着手することが適当である路線として位置付けられています。

平成 17 年 3 月には、新青梅街道の幅員が 18 メートルから 30 メートルへと拡幅整備される都市計画決定がなされ、平成 22 年 3 月には、事業化に向けた説明会が開催されました。

今後も、早期の実現に向けて東京都へ要請していきます。

⑤ 防犯や防災などへの取組

児童・生徒に対して参加・体験型の各種交通安全教育を実施して交通安全意識の高揚を促進するとともに、夏期交通防犯映画会を実施して交通安全についての正しい知識の普及・啓発に努めています。

平成 13 年度から、災害発生時に高齢者や障害のある人等の災害時要援護者の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、本人からの同意に基づいて「災害時要援護者登録名簿」を作成し、警察署、消防署及び民生・児童委員に名簿を配布して、緊急時の連携体制の整備に努めています。

また、身近な防災組織である「自主防災組織」の育成支援を行っており、平成 21 年度末現在 21 団体が結成され、地域防災活動等を行っています。

さらに、身近な防犯組織である「自主防犯組織」に対して防犯パトロール資器材等を助成しており、平成 21 年度末現在 14 団体が結成され、自主防犯活動等を行っています。

地震に強いまちづくりを進めるため、平成 18 年 9 月から、木造住宅耐震診断及び改修等の助成を開始し、平成 21 年 6 月には、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、「耐震改修促進計画」を策定しました。

⑥ 福祉教育・学習

福祉の教育や学習に関しては、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

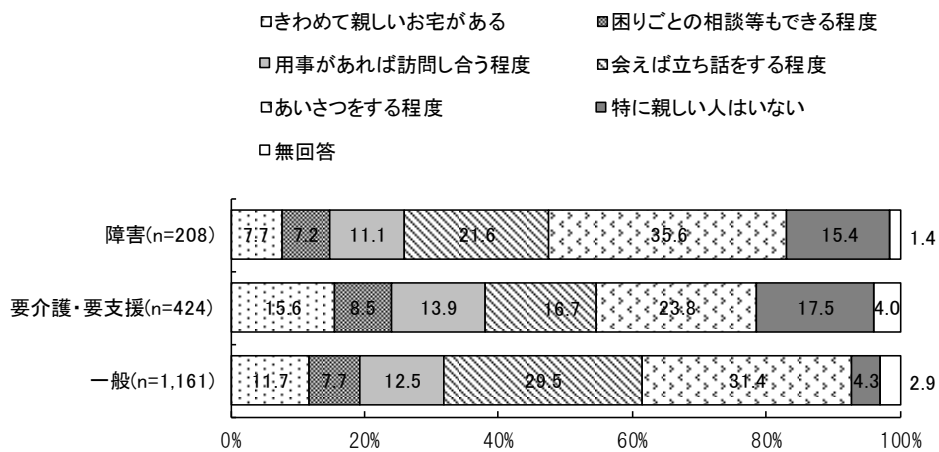
その活動の一環として、ペットボトルのキャップで世界の子どもたちにワクチンを届けようというエコキャップ運動に取り組んでいる学校もあります。

今後も、広報・啓発とともに全市民を対象とした教育や学習の機会を充実させて意識の共有化を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

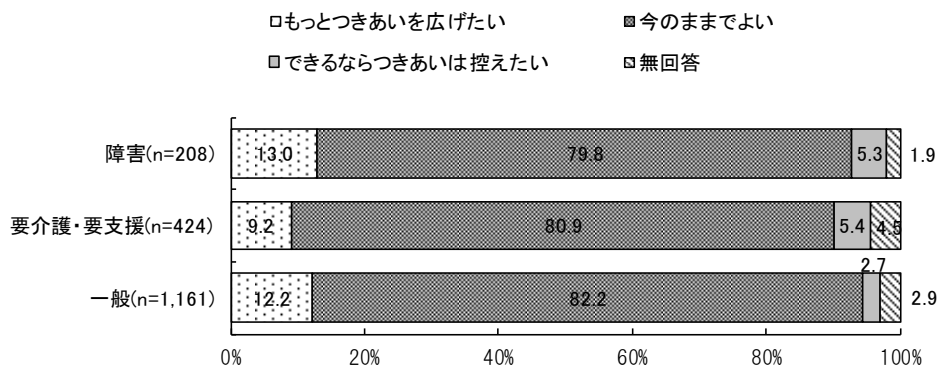
(2) 「市民意識調査結果」(三者比較表)

① 隣近所との関わりについて

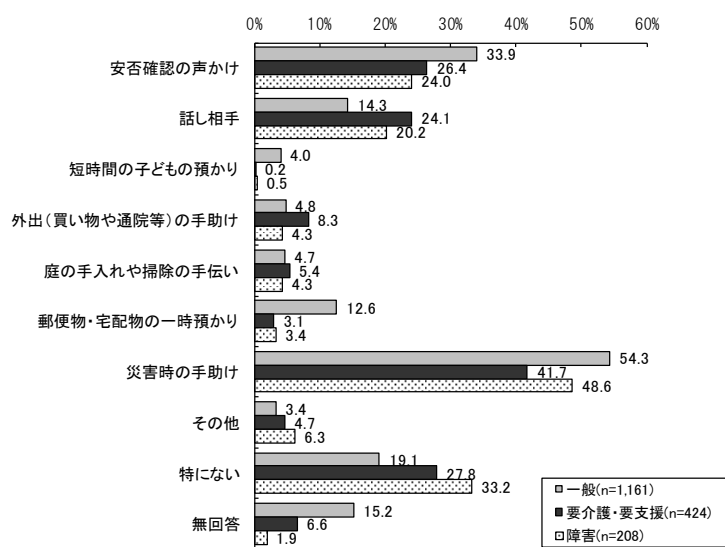
1) 隣近所とのつきあいの程度 【前：① 隣近所とのつきあいの程度】



2) 今後の近所付き合いの意向

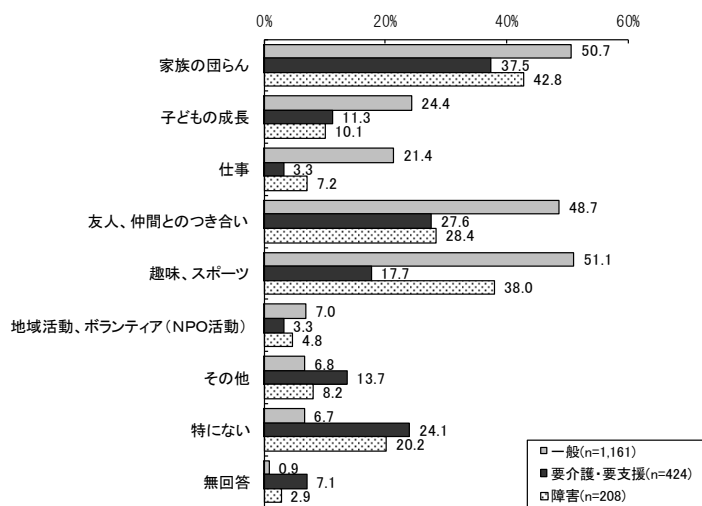


3) あなたがしてもらいたいこと 【前：② 隣近所の人に手助けしてほしいこと】

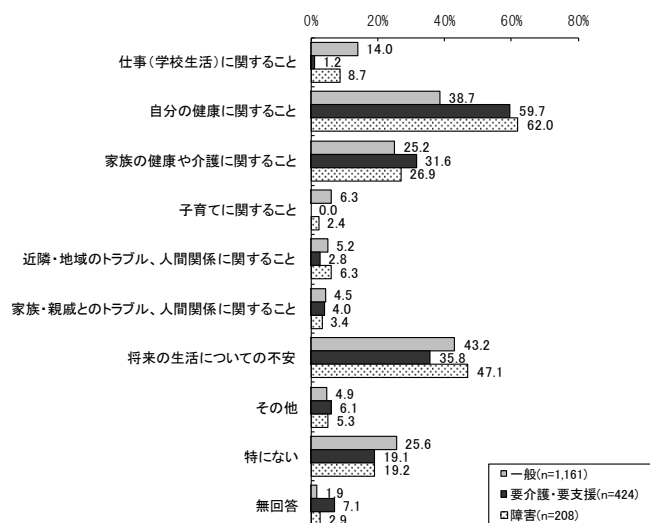


② 日常生活の課題について

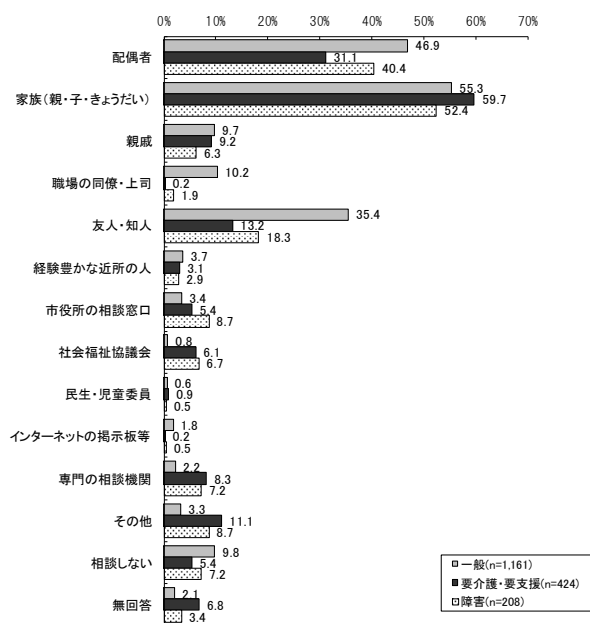
1) 生きがいに感じること



2) 困っていることや悩み 【前：③ 日常生活の中での困りごと、悩み】

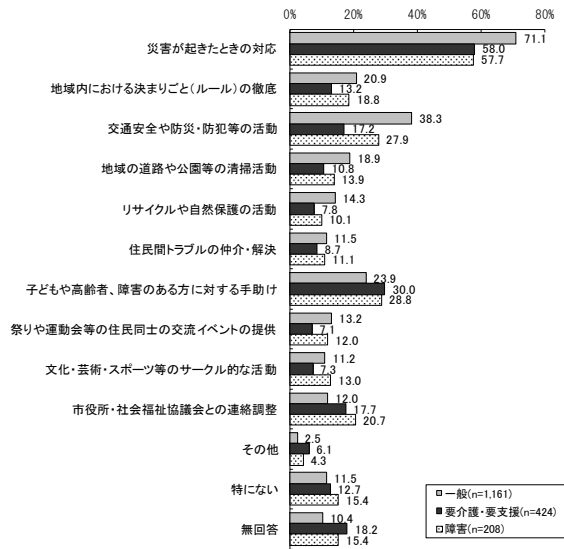


3) 困りごとや悩みの相談相手 【前：④ 困りごとや悩みごとの相談先】

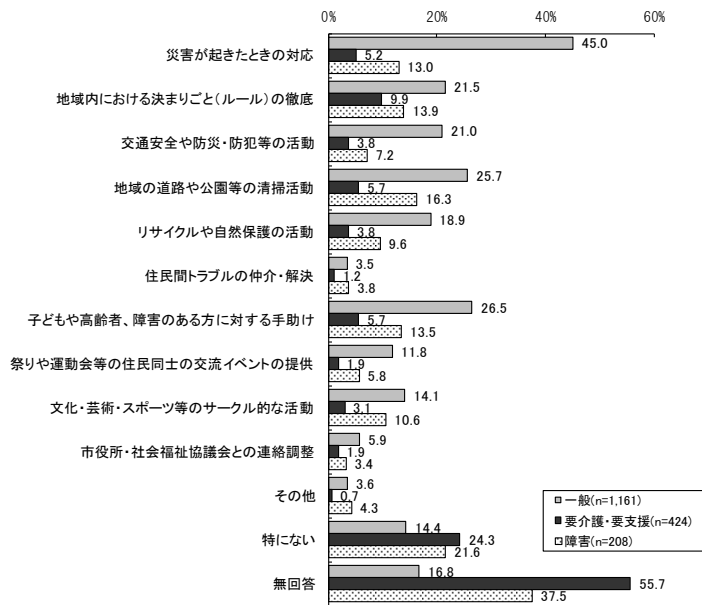


4) 地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動

【前：⑤ 地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動及び自分ができると思うこと】

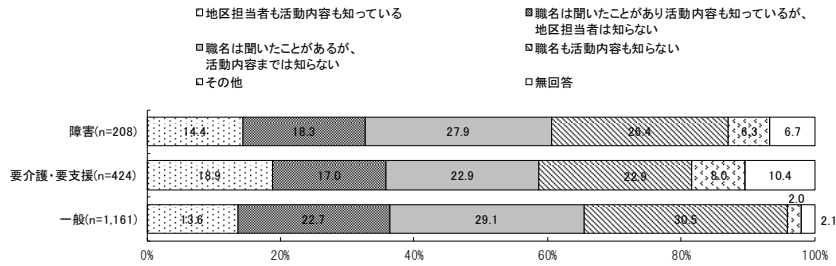


5) 自分ができると思うこと 【前：⑤ 自分ができると思うこと】

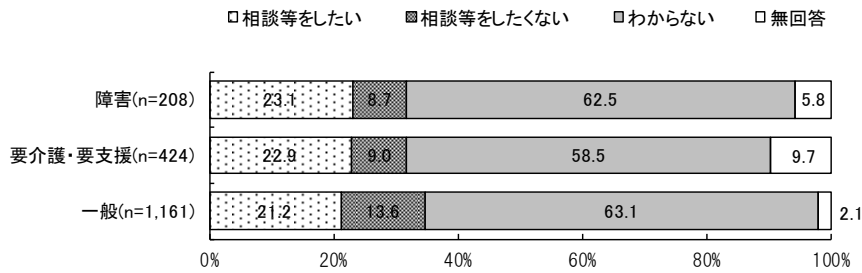


③ 福祉に関する制度や事業等について

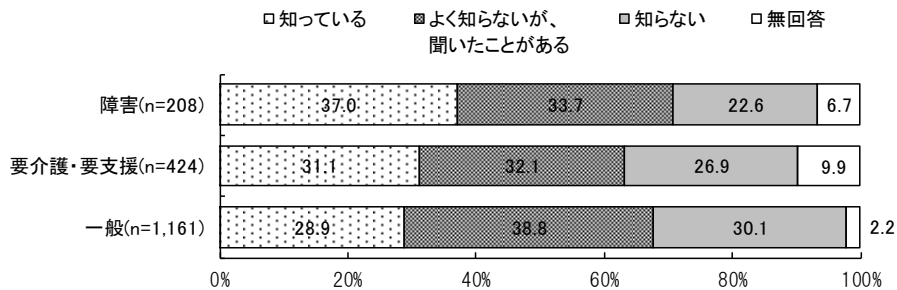
1) あなたが住んでいる地区を担当している民生・児童委員をご存知ですか。



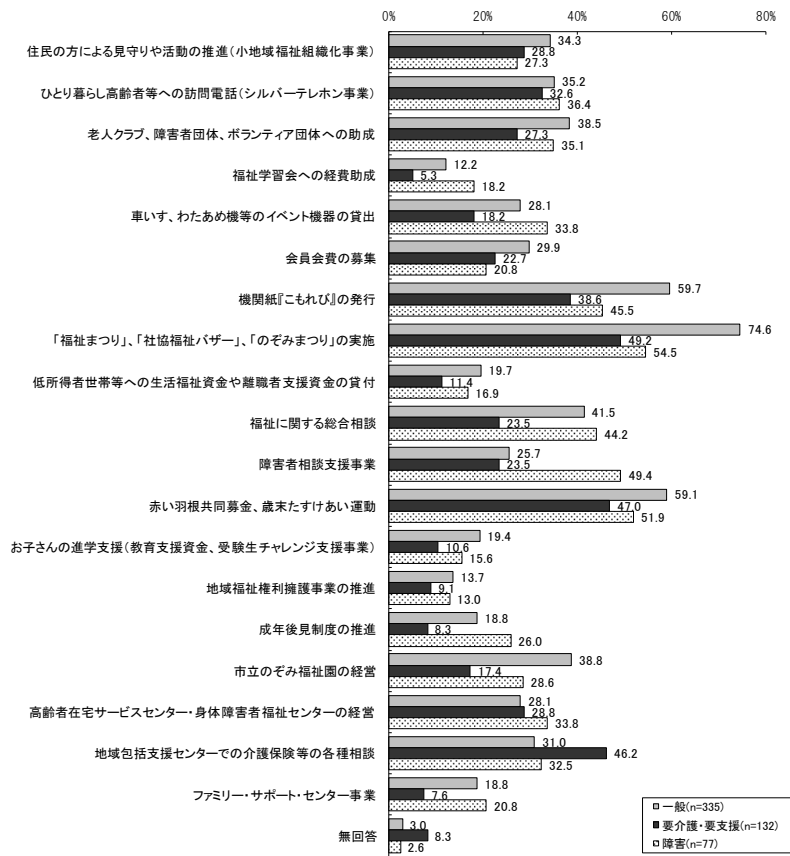
2) 民生・児童委員に相談したいか



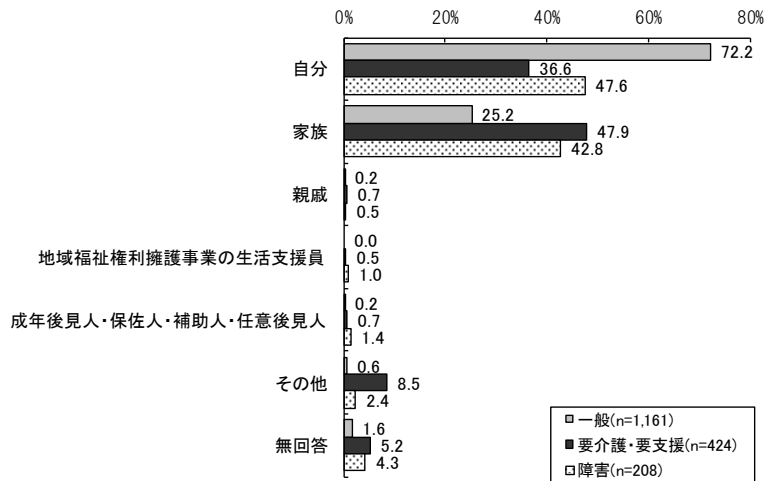
3) 社会福祉協議会の認知状況



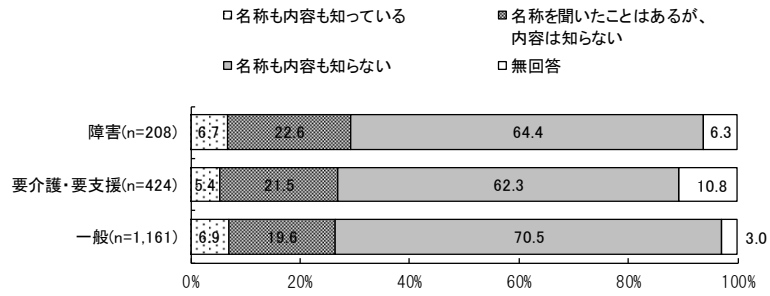
4) 知っている社会福祉協議会の活動



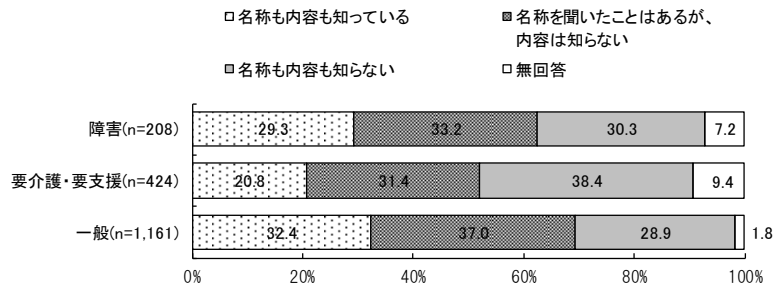
5) 日常の金銭管理



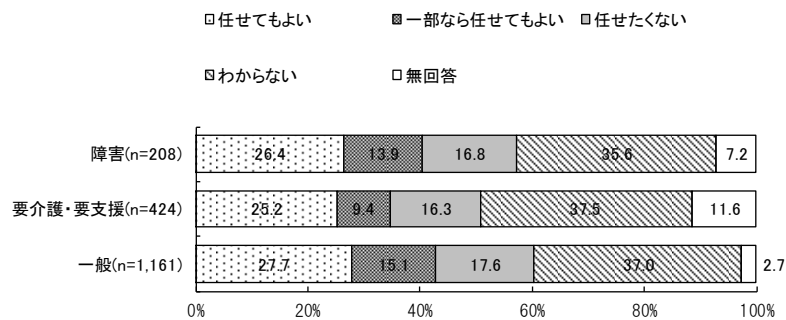
6) 地域福祉権利擁護事業の認知状況



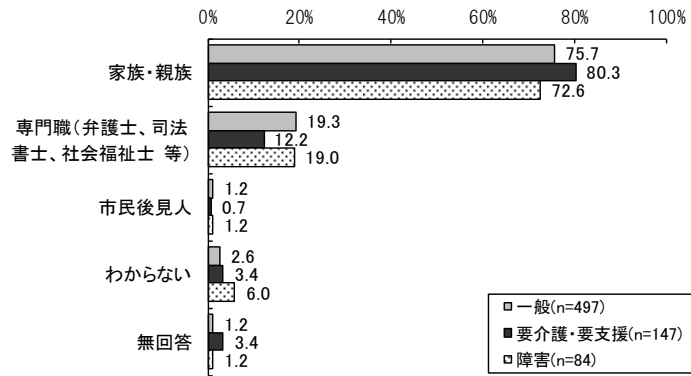
7) 成年後見制度の認知状況



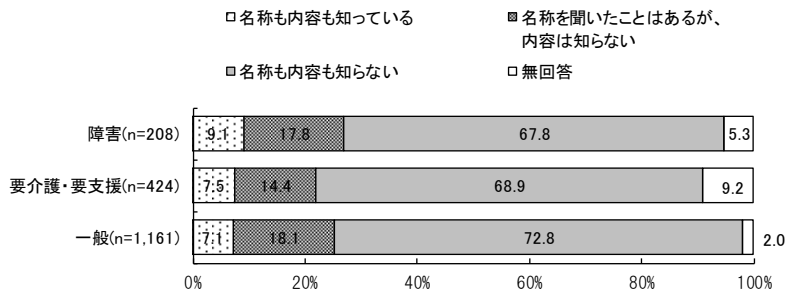
8) 成年後見制度に財産管理等を任せること 【前：⑥ 成年後見制度の利用意向】



9) 成年後見制度は誰に任せたいか

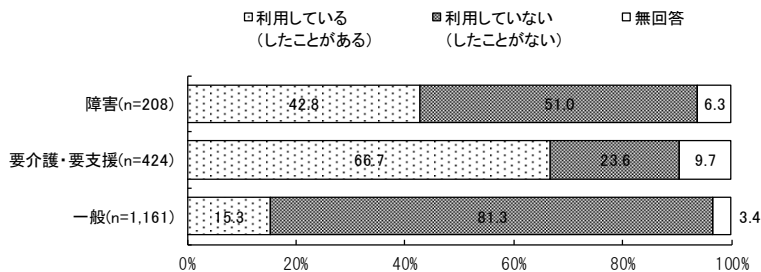


10) 災害時要援護者名簿登録について

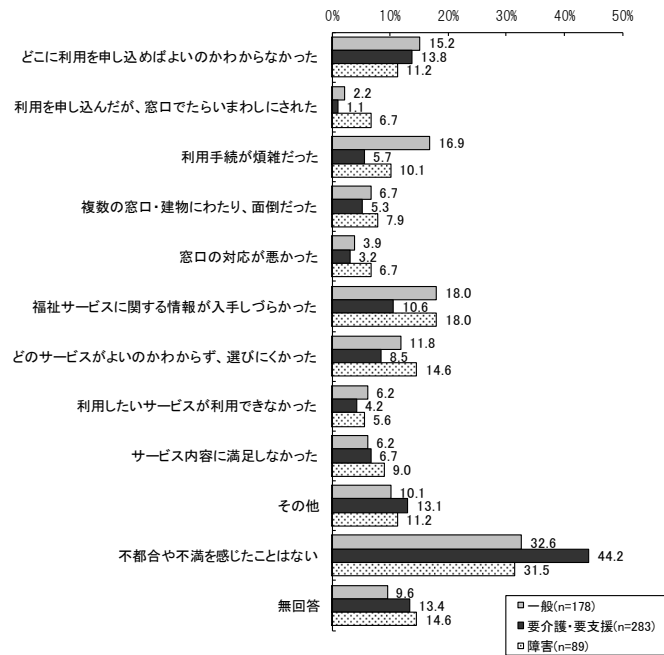


④ 福祉サービスの利用状況について

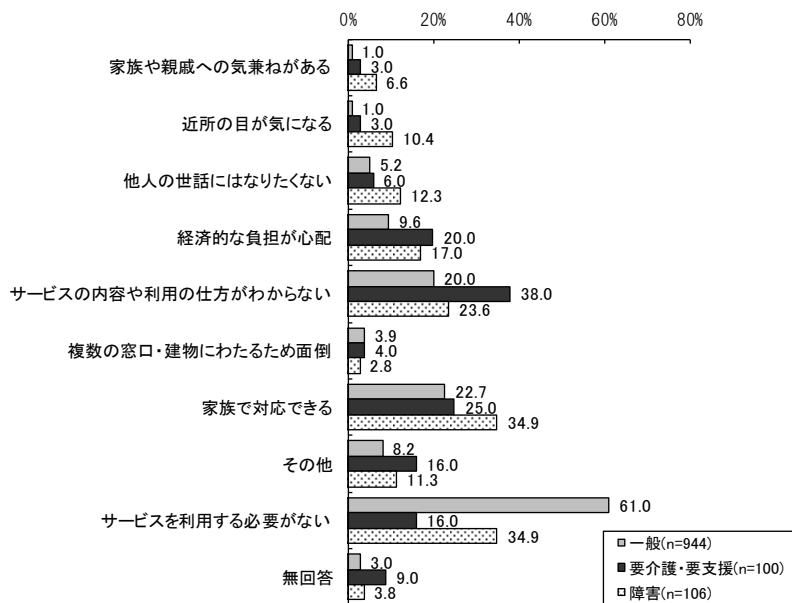
1) 福祉サービスの利用状況 【前：⑨ 回答者・家族の福祉サービスの利用経験】



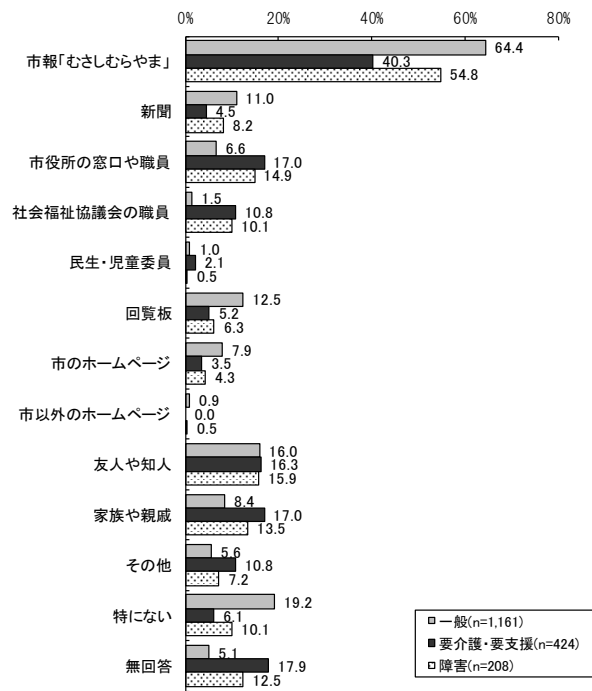
2) 福祉サービスについての不満等



3) 福祉サービスを利用しない理由



4) 福祉サービスの情報入手先

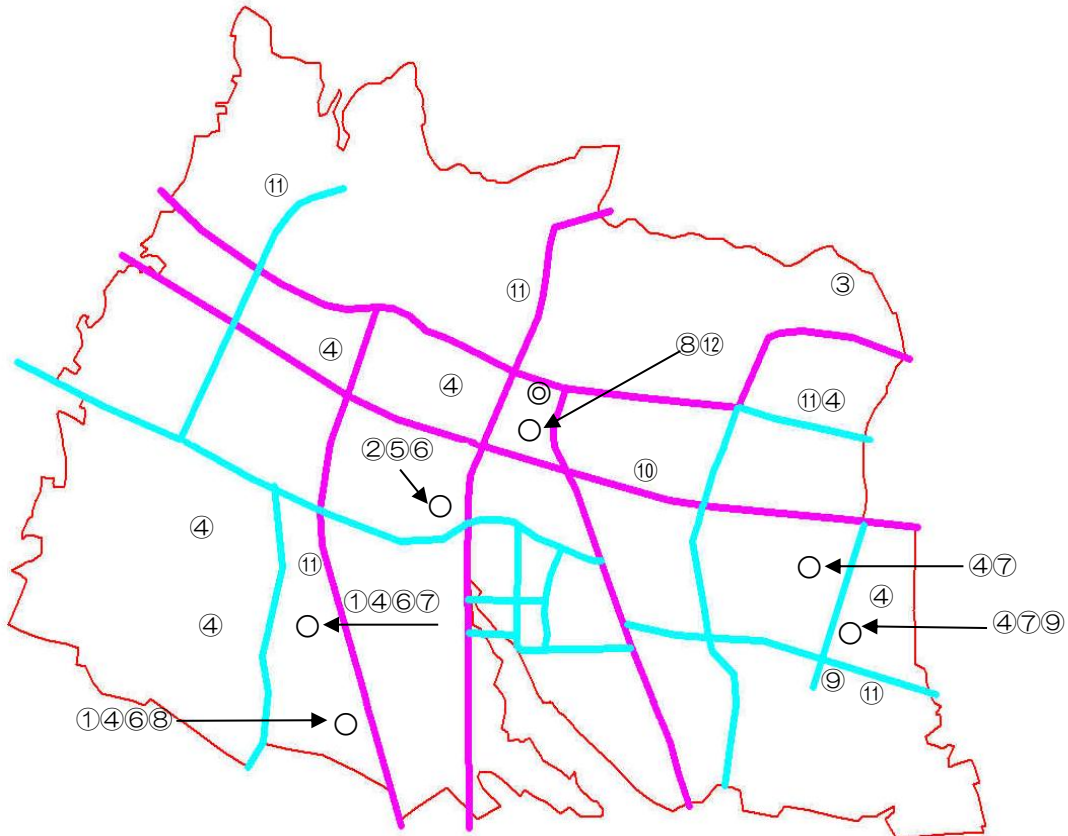


2 高齢者及び要支援介護認定者の支援

◇ 高齢者福祉施策の取組状況

【サービスを提供する施設の状況】

高齢者福祉に関する施設は、おおむね順調に整備が進んでいます。福祉施設では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。



高齢者関連施設の種類の			
①	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	⑦	地域包括支援センター
②	介護老人保健施設	⑧	認知症高齢者グループホーム
③	介護療養型医療施設	⑨	シルバーハウジング（シルバーピア）
④	デイサービスセンター	⑩	福祉会館
⑤	デイケアセンター	⑪	老人福祉館
⑥	老人短期入所施設	⑫	小規模多機能型居宅介護施設

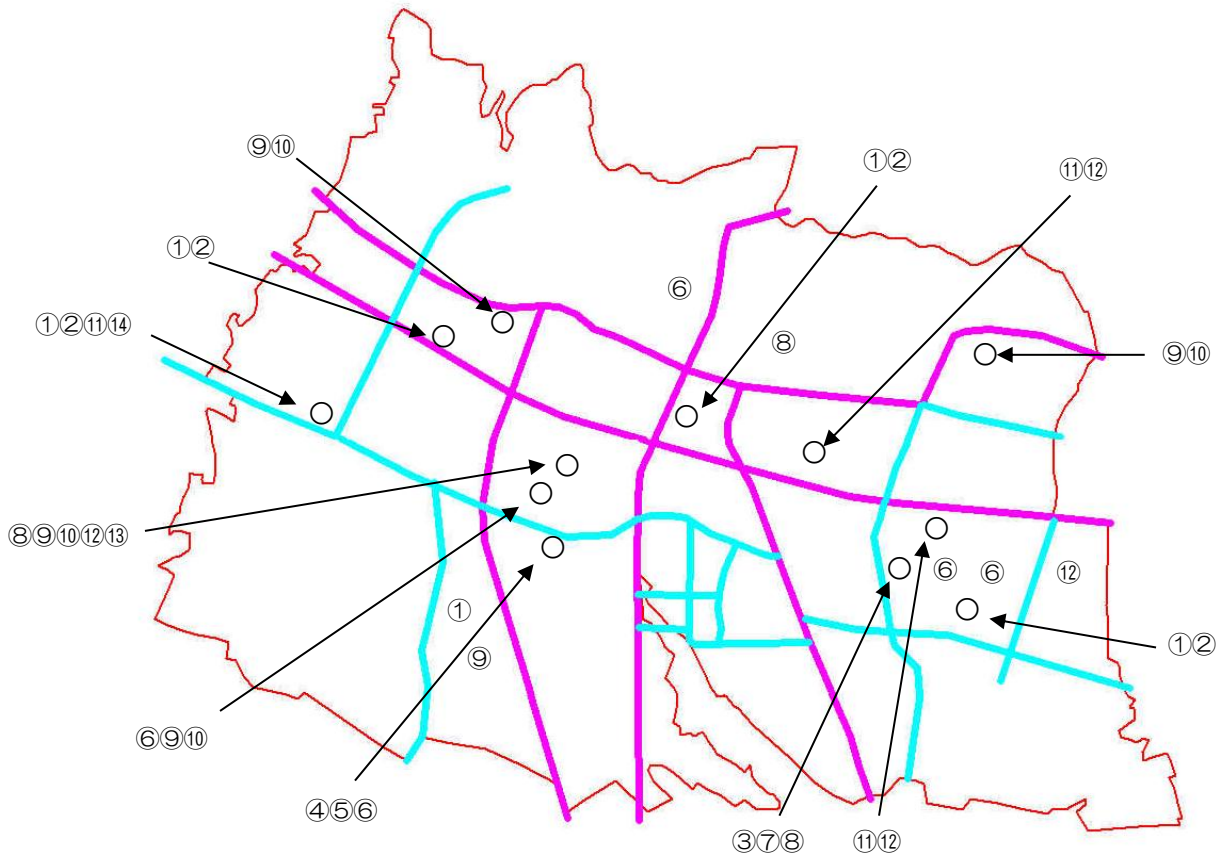
備考 平成 22 年 4 月 1 日現在

3 障害者福祉

◇ 障害者福祉施策の取組状況

【サービスを提供する施設の状況】

障害のある人のためのサービスを提供する市内の拠点は、下記のとおりとなっています。



障害関連施設の種類の			
①	居宅介護事業所	⑧	短期入所事業所
②	重度訪問介護事業所	⑨	共同生活援助（グループホーム）事業所
③	生活介護事業所	⑩	共同生活介護（ケアホーム）事業所
④	就労移行支援事業所	⑪	相談支援事業所
⑤	就労継続支援（A型）事業所	⑫	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）
⑥	就労継続支援（B型）事業所	⑬	知的障害者入所更生施設
⑦	児童デイサービス事業所	⑭	行動援護

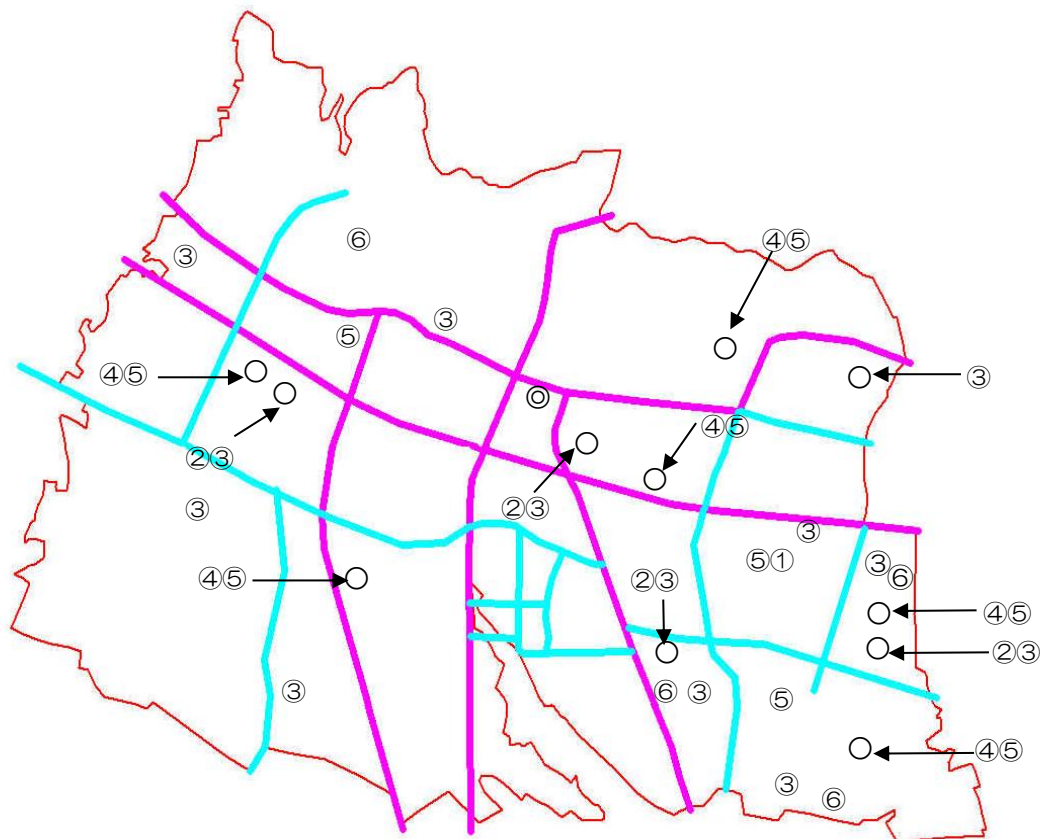
備考 平成 22 年 4 月 1 日現在

4 子ども・子育て支援

◇ 子育て支援施策の取組状況

【サービスを提供する施設の状況】

地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人ひとりの子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近に必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を以下のとおり整備しています。



児童関連施設の種類	
①	子ども家庭支援センター
②	子育てセンター
③	保育所
④	児童館
⑤	学童クラブ
⑥	幼稚園

備考 平成 22 年 4 月 1 日現在

5 保健医療

(1) 地域の保健医療体制

① 市の保健関連施設の状況

市の保健関連施設は、保健相談センターと保健相談センターお伊勢の森分室を拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

② 地域医療の充実

市内には、国立病院機構村山医療センター、武蔵村山病院、東京小児療育病院などがあり、身近な地域での医療体制の整備が進んでいます。

また、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性のPRや病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実などの施策を推進しています。

(2) 保健事業の取組状況

① 成人対象の保健サービス

成人を対象とした保健サービスについては、健康増進法に基づく事業として、各種がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査、骨粗しょう症検診などを行っています。

また、緑内障や白内障などの早期発見のため、眼科検診を平成20年度から実施しています。

② 市民の健康の維持と増進

過剰栄養や運動不足等により生活習慣病にかかる人の割合は増大しており、生涯を通じて健やかに、心豊かに充実した生活を送るためにも、生活習慣病予防の必要性は高まっています。そこで、生活習慣病の予防や健康増進などのために、健康運動教室、ヘルシースリム教室、骨粗しょう症予防教室などの各教室を行い、健康づくりの支援を行っています。

今後は、更に市民のニーズの把握や事業のPR、再構築を行うことにより、生涯にわたる健康の維持・増進への意識高揚を図っていく必要があります。

③ 母子対象保健事業

子どもと子育てをする親を対象とした事業については、乳幼児等の健康診査や育児相談、妊産婦・新生児訪問、離乳食教室などを行っています。また、平成20年度から生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し(こんにちは赤ちゃん事業)、子育て支援を行っています。

妊産婦とその家族を対象とした事業としては、妊娠・出産・育児について学ぶ「パパとママのためのマタニティクラス」を行っています。このような事業を通じて、子どもと親の健康と健全な育成を支援しています。

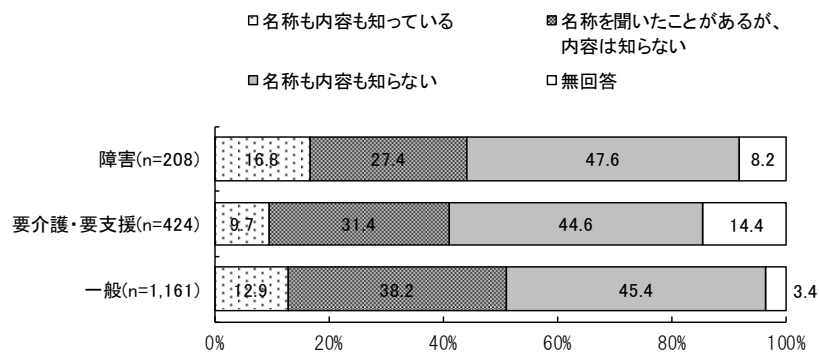
第3節 これからの施策について

1 制度について

(1) 制度の内容

(2) 制度の認知等（市民意識調査）

① 生活困窮者自立支援制度の認知状況

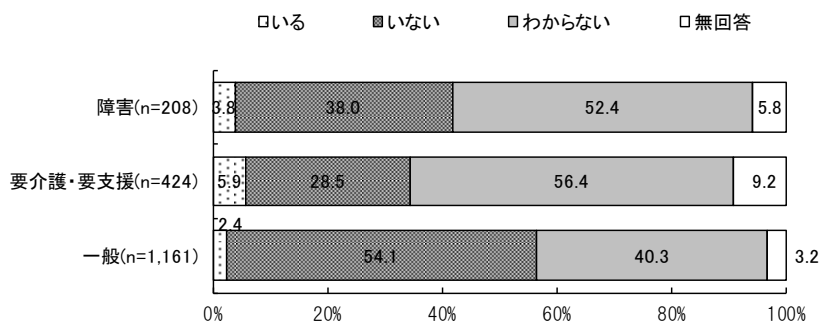


2 制度のニーズ

(1) 支援の現状

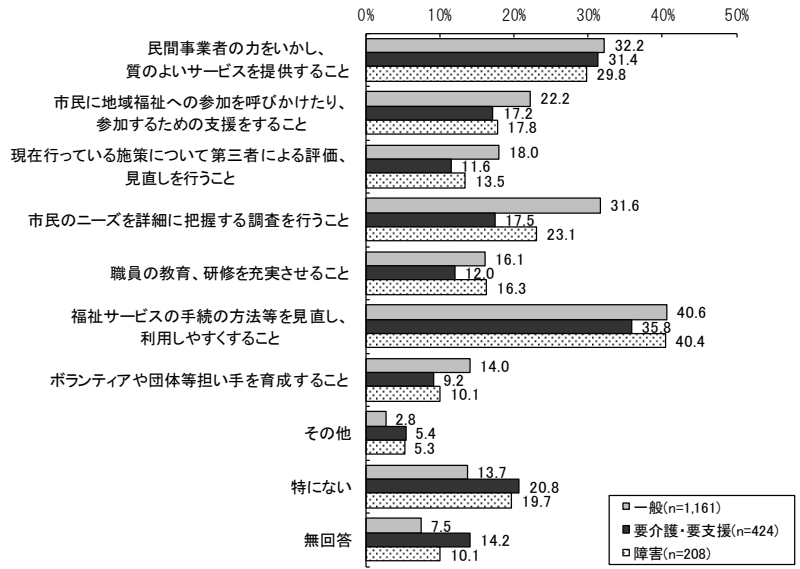
(2) ニーズ調査（市民意識調査）

① 生活困窮者自立支援制度を利用したい方（自身またはまわりの方）



② 地域福祉施策の推進に取り組むべきこと

【前：⑩ 今後市が取り組むべき地域福祉施策】



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本視点

1 基本理念

だれもが身近な地域や家庭で

安心して暮らせる福祉のまち

2 基本視点

市民と事業者と市の協働 ～同じ目線で

第2節 計画の基本目標と施策の体系

1 計画の基本目標

「基本理念」を踏まえ、本計画の基本目標は次の4つとし、市民等との役割分担と連携・協働のもと実現に努めていきます。

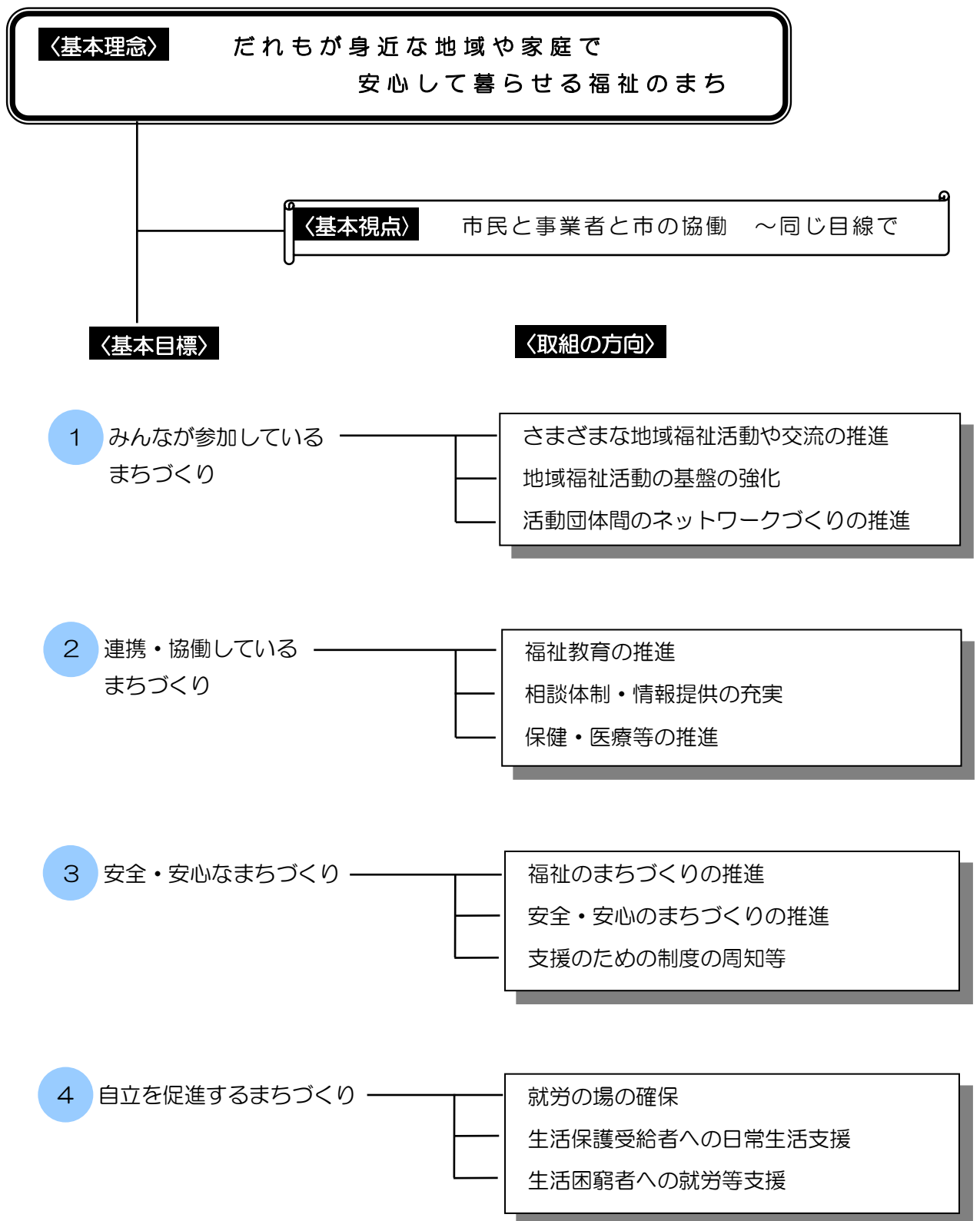
《基本目標1》 みんなが参加しているまちづくり

《基本目標2》 連携・協働しているまちづくり

《基本目標3》 安全・安心なまちづくり

《基本目標4》 自立を促進するまちづくり

2 施策の体系



第3節 エリア設定の考え方と将来人口推計

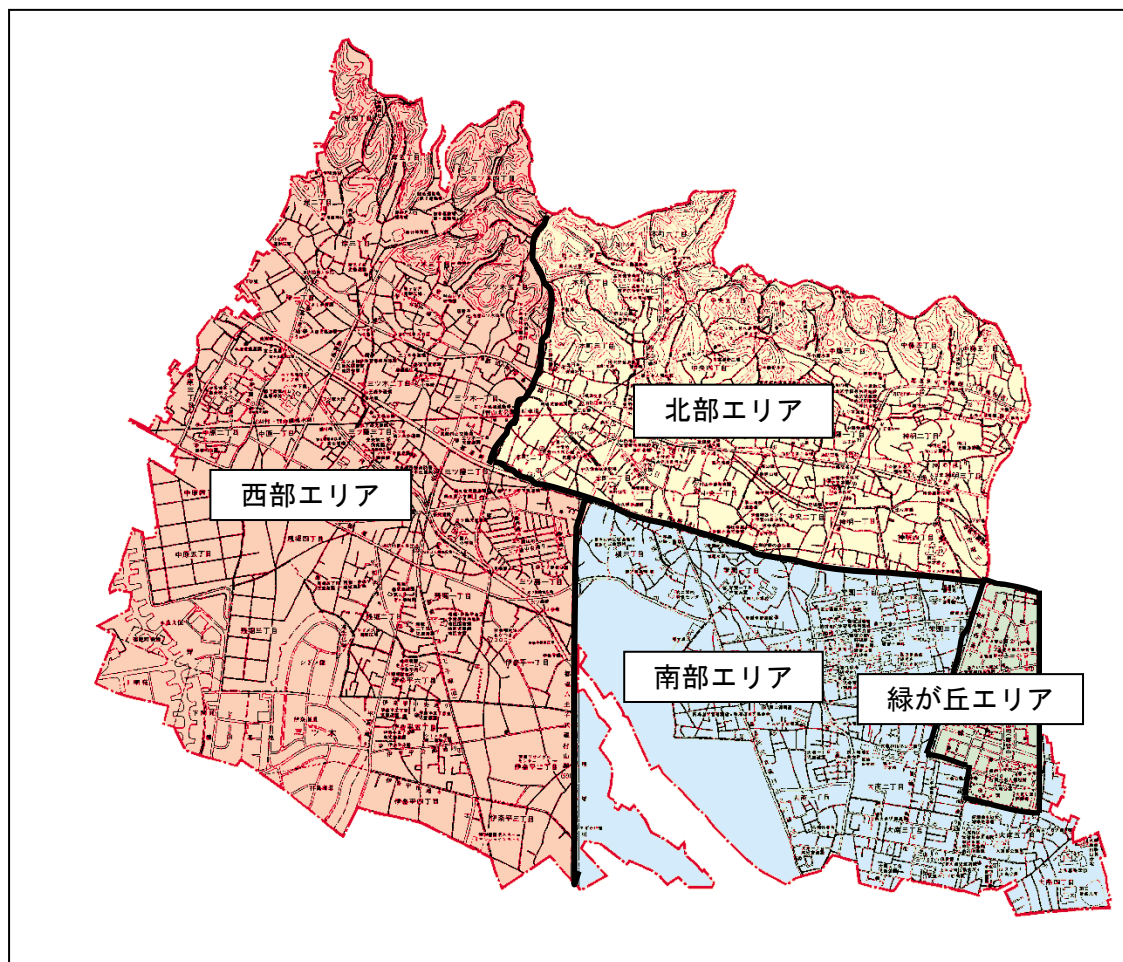
1 地域福祉エリアの設定

本市では、平成6年2月に策定した「武蔵村山市老人保健福祉計画」で市内を4つのエリアに分けた「地域福祉エリア」を設定し、地域における保健・福祉サービスの提供体制の整備を行ってきました。

その後、平成18年3月に策定した「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」では、日常生活における行動範囲、地区の形成過程、道路などの生活環境条件を考慮して、新たな「地域福祉エリア」を設定し、「第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」においても、同エリアを「地域福祉エリア」として設定しました。本計画においても、従来のエリアを引き続き「地域福祉エリア」として設定します。

【地域福祉エリアに含まれる町名】

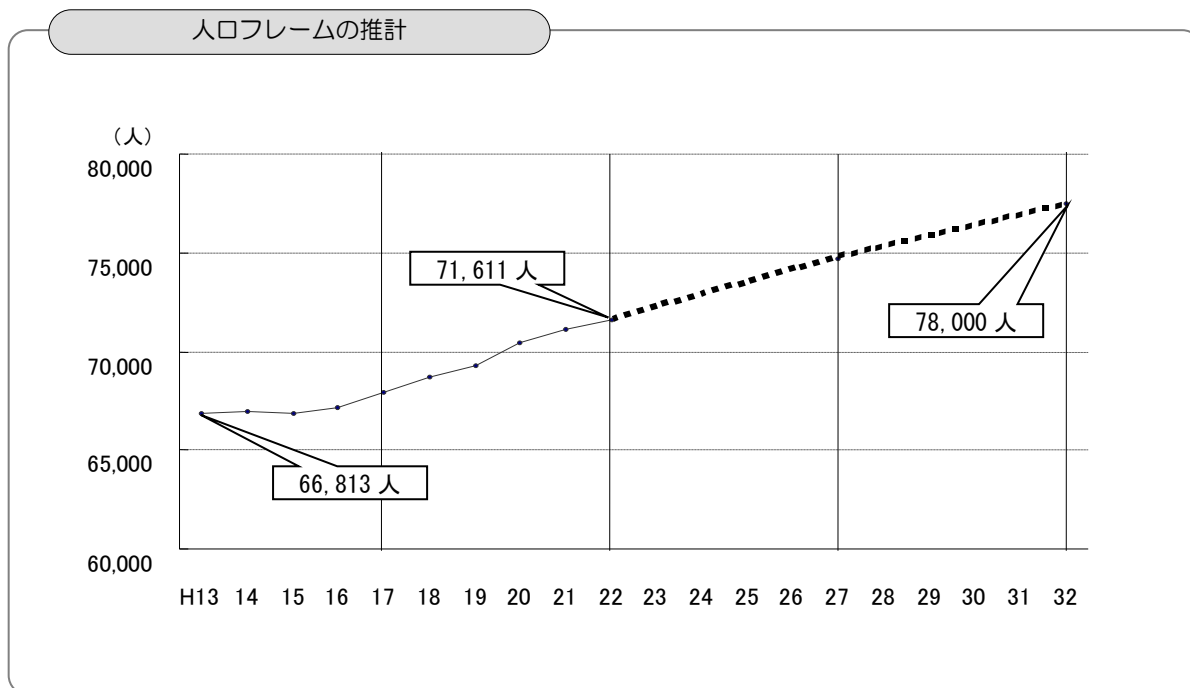
エリア名	町名
西部エリア	伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木（横田基地内）
北部エリア	神明、中央、中藤、本町
南部エリア	榎、大南、学園
緑が丘エリア	緑が丘



2 将来人口推計

◇ 将来人口の考え方

平成 32 年 10 月 1 日の人口は約 78,000 人



備考:各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口
資料:武蔵村山市第四次長期総合計画(第 2 編 基本構想)

第四次地域福祉計画策定スケジュール(参考)

	策定懇談会(市民)		策定委員会(庁内)		事務局・コンサル
4月 上旬					素案作成
中旬					↓
下旬	第1回	・委員委嘱 ・概要・趣旨説明	第1回	・概要・趣旨説明	↓
5月 上旬					↓
中旬			第2回	・第1章～第3章	↓
下旬	第2回	・第1章～第3章 ・意見集約			↓
6月 上旬					↓
中旬			第3回	・修正検討 ・第4章～第5章	↓
下旬	第3回	・第4章～第5章 ・意見集約			↓
7月 上旬					↓
中旬			第4回	・修正検討 ・全体、資料編	↓
下旬	第4回	・全体、資料編 ・意見集約			↓
8月 上旬			第5回	・第一次素案作成	↓
中旬				・市長報告 ・調整会議 ・市長決裁	↓
下旬					↓
9月 上旬	第5回	・第一次素案決定			↓
中旬		市長報告			↓
下旬	解	散	第6回	・第一次素案修正	↓
10月 上旬				・市長報告 ・調整会議 ・市長決裁	↓
中旬			・第二次素案決定		市報掲載依頼(11/15日号)
下旬					↓
11月 上旬					↓
中旬					市報・パブコメ・市民説明会
下旬					↓
12月 上旬					市議会全員協議会
中旬					↓
下旬					↓
1月 上旬			第7回	・意見反映 ・原案作成	↓
中旬			・原案決定		↓
下旬				・市長報告 ・調整会議 ・市長決裁	↓
2月 上旬					原案修正
中旬			解	散	庁議
下旬					↓
3月 上旬					印刷
中旬					↓
下旬					製本

武蔵村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日
武 蔵 村 山 市
訓 令 (乙) 第 7 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市における社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、地域福祉計画の素案を作成し、市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人をもって組織する。

2 委員は、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、企画財務部企画政策課長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部子ども育成課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、都市整備部都市計画課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ健康福祉部長の職にある委員及び健康福祉部高齢・障害担当部長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 回地域福祉計画策定懇談会の日程について

平成 27 年 5 月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27 ①PM	28 ②AM	29	30

第 1 候補日 5 月 27 日 午後 3 時から 市民会館会議室

第 2 候補日 5 月 28 日 午前 10 時から 401 大集会室